

## 岩手県地域公共交通計画の一部改定について

## 1 岩手県地域公共交通計画について

## (1) 計画期間

令和 6 年度～令和 10 年度（令和 6 年 3 月策定）

## (2) 概要

- ・本県の地域公共交通を取り巻く情勢の変化等を踏まえた新たな課題に対応し、持続可能な交通体系を構築するため策定した計画。
- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもの。
- ・広域バス路線の運行を支援する国の補助事業「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」（以下「幹線系統補助金」という。）を活用するには、当該計画に、補助を受けようとする系統（＝補助系統）の地域公共交通における位置づけや補助事業の必要性などを明記する必要がある。
- ・なお、補助系統に関する事項については、毎年度、岩手県地域公共交通活性化協議会生活交通対策部会において協議のうえ、当該計画の別表として作成している。

## 2 一部改定の理由

- (1) 地域公共交通活性化再生法の規定により、県又は市町村が策定する地域公共交通計画において、交通ネットワークの再編やダイヤ・運賃の見直し等の「利用者の利便の増進に資する取組（＝利便増進事業）」に関する事項を定めることができる。
- (2) 「利便増進事業の実施計画（＝利便増進実施計画）」を策定し、国の認定を受けた場合、幹線系統補助金の要件緩和等の「利便増進特例」の適用を受けることができる。
- (3) 地域公共交通ネットワークの持続可能性を高めるため、県では、市町村に対し、個別ヒアリングや専門家派遣等により、利便増進実施計画の策定を支援してきた。
- (4) 奥州市が令和 8 年度を初年度とする「利便増進実施計画」の策定作業を進めていたところ、令和 7 年 10 月に、国から「県地域公共交通計画に位置付けている幹線系統補助路線において利便増進特例の適用を受けようとする場合は、県地域公共交通計画にその旨を明記するとともに、利便増進実施計画の策定主体に県が加わる必要がある」との見解が示された。
- (5) (4)を受け、県では、奥州市とともに利便増進実施計画の策定と合わせて、県地域公共交通計画の一部改定作業を進めてきたところ。

## 【参考：幹線系統補助金について】

補助率	国 1/2・県 1/2（特別交付税措置 8 割） ※県は「バス運行対策費補助」により国と同額を補助		対象者	乗合バス事業者
対象経費	予測費用－予測収益（前々年度までの 3 年間平均値）		補助上限	予測費用の 9/20
対象路線	広域路線：複数市町村（平成 13 年 3 月 31 日時点）を跨る路線			
補助要件	①	運行回数が 1 日 3 往復以上		
	②	計画輸送量＝運行回数×平均乗車密度※ ※平均乗車密度：バスの起点から終点までの区間で、平均して何人の乗客が乗車しているかを示す数値		
		通常	被災地特例激変緩和	利便増進特例
	15 人以上 150 人未満	15 人未満	3 人以上 150 人未満	
補助額調整	■競合カット（他系統と重複する区間が 50%を超え、かつ、重複する区間の輸送量合計が 150 人を超える場合、減額） ■密度カット（平均乗車密度 5 人未満の場合、減額）			調整なし

### 3 県地域公共交通計画の改定内容について（概要） ※詳細は3・4ページの新旧対照表のとおり

#### 【目次】

#### 第1章 計画の概要について

1. 計画策定の目的
2. 計画で使用する用語の定義
3. 計画の位置づけ

4. 計画の期間
5. 計画の対象

#### 第2章 本県における地域特性・地域公共交通の概況について

1. 地域の概況
2. 地域公共交通の概況
3. 各主体の地域公共交通に関する意向等
4. 上位・関連計画の概要
5. 法制度・国の動向

#### 第3章 本県における地域公共交通に係る課題について

#### 第4章 計画の基本方針・基本目標について

1. 基本方針等
2. 基本目標等
3. 地域公共交通ネットワークの将来像

#### 第5章 目標達成に向けた具体施策について

目標①：広域的な公共交通の適切な維持・確保

事業1：広域的なバス路線の維持・確保のための支援

事業2：人口減少やバス補助の特例措置終了等を見据えた地域公共交通ネットワークの見直しや新たな支援策の検討・実施

目標②：地域公共交通サービスを支える運営基盤の強化

目標③：シームレスで利便性の高い利用環境の構築

目標④：地域公共交通に対する県民の意識醸成・関心の向上

目標⑤：多様な主体・サービスと連携した地域公共交通の利用促進と環境整備

#### 第6章 計画の推進について

1. 計画の管理・推進体制
2. 計画の管理方法

#### 別表

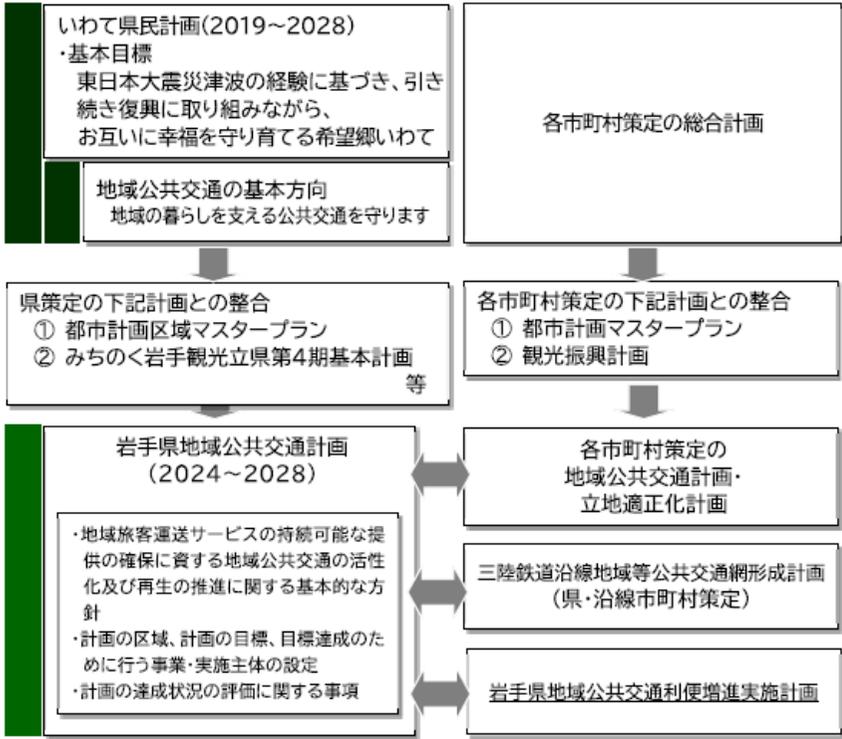
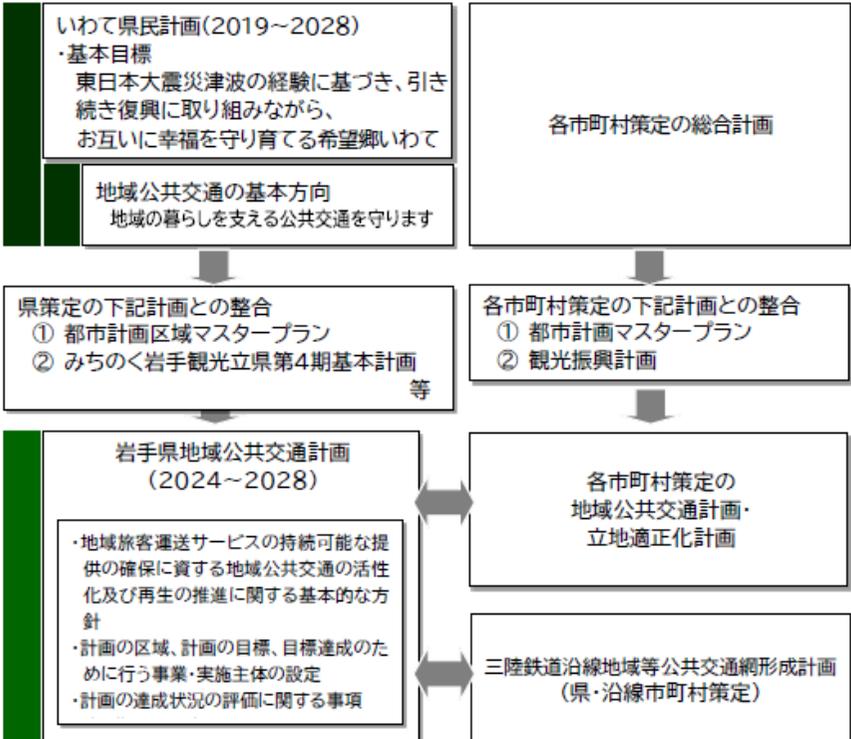
#### 【改定内容】

- ・本計画の実施計画として、利用者の利便の増進に資する事業を「岩手県地域公共交通利便増進実施計画」として定め、事業を推進する旨を付記
- ・「図1-1 計画の位置づけ」内に「岩手県地域公共交通計画利便増進実施計画」を追加

- ・具体施策「利便増進実施計画の策定の検討」の実施主体に県を追加し、実施内容の記載を修正

- ・対象路線である胆沢病院線・水沢前沢線の「補助事業の区分」に、利便増進特例を活用する旨を追加し、「各路線の役割及び必要性」に、岩手県地域公共交通利便増進実施計画（奥州市版）により路線再編した地域間幹線系統補助路線である旨を追加

岩手県地域公共交通計画（本文） 新旧対照表

改定案	現行
<p><b>第1章 計画の概要について</b>  <b>3 計画の位置づけ</b></p> <p>本県は、県の最上位計画である総合計画「いわて県民計画（2019～2028）」の実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策を盛り込んだ第2期アクションプラン（計画期間：令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度））を策定している。</p> <p>本計画は、総合計画及び第2期アクションプランと整合を図るとともに、都市計画、観光、教育、医療などの県の各種計画及び市町村が策定又は策定予定の地域公共交通計画、県と市町村が合同で策定した三陸鉄道沿線地域等公共交通網形成計画を関連計画として位置づけ、連携を図るものとする。</p> <p>また、本計画の実施計画として、利用者の利便増進に資する事業を「岩手県地域公共交通利便増進実施計画」として定め、事業を推進するもの。</p>  <p style="text-align: center;">図1-1 計画の位置づけ</p>	<p><b>第1章 計画の概要について</b>  <b>3 計画の位置づけ</b></p> <p>本県は、県の最上位計画である総合計画「いわて県民計画（2019～2028）」の実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策を盛り込んだ第2期アクションプラン（計画期間：令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度））を策定している。</p> <p>本計画は、総合計画及び第2期アクションプランと整合を図るとともに、都市計画、観光、教育、医療などの県の各種計画及び市町村が策定又は策定予定の地域公共交通計画、県と市町村が合同で策定した三陸鉄道沿線地域等公共交通網形成計画を関連計画として位置づけ、連携を図るものとする。</p>  <p style="text-align: center;">図1-1 計画の位置づけ</p>

改定案	現行
<p>第5章 目標達成に向けた具体施策について            目標①：広域的な公共交通の適切な維持・確保            事業2：人口減少やバス補助の特例措置終了等を見据えた地域公共交通ネットワークの見直しや新たな支援策の検討・実施</p> <p>● 利便増進実施計画の策定の検討〔県・市町村〕 【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と市町村は、地域の特性や需要等に合わせた地域公共交通ネットワークの見直しを実施。</li> <li>・ 広域的なバス路線の見直しにおいて、特に利用者の利便性の向上に資する見直しが可能な場合は、利便増進実施計画の策定を検討。</li> <li>・ 策定する利便増進実施計画において、当該見直し内容を利便増進事業として位置付け、推進。</li> </ul>	<p>第5章 目標達成に向けた具体施策について            目標①：広域的な公共交通の適切な維持・確保            事業2：人口減少やバス補助の特例措置終了等を見据えた地域公共交通ネットワークの見直しや新たな支援策の検討・実施</p> <p>● 利便増進実施計画の策定の検討〔市町村〕 【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村は路線の利便性の向上を図るとともに、国庫補助を有効に活用するため、利便増進実施計画の策定を検討。</li> </ul>

岩手県地域公共交通計画（別表） 新旧対照表

	地域公共交通確保維持改善事業の活用について ■ 岩手県交通			
	表 国庫補助の対象路線に係る事業及び実施主体の概要、地域公共交通確保維持改善事業の必要性			
	路線名	補助事業の活用区分	各路線の役割及び必要性	
改定案	胆沢病院線	国庫補助路線（地域間幹線系統補助、利便増進特例を活用）	奥州市内での胆沢病院や水沢病院への通院をはじめ、日常生活の移動手段として利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。 <u>（岩手県地域公共交通利便増進実施計画（奥州市版）により路線再編した地域間幹線系統）</u>	
	水沢前沢線	国庫補助路線（地域間幹線系統補助、利便増進特例を活用）	奥州市内で主要な施設が複数立地する水沢地区・前沢地区への通院や支援学校への通学などの日常生活の移動手段として利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。 <u>（岩手県地域公共交通利便増進実施計画（奥州市版）により路線再編した地域間幹線系統）</u>	
	地域公共交通確保維持改善事業の活用について ■ 岩手県交通			
	表 国庫補助の対象路線に係る事業及び実施主体の概要、地域公共交通確保維持改善事業の必要性			
	路線名	補助事業の活用区分	各路線の役割及び必要性	
現行	胆沢病院線	国庫補助路線（地域間幹線系統補助）	奥州市内での胆沢病院や水沢病院への通院をはじめ、日常生活の移動手段として利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。	
	水沢前沢線	国庫補助路線（地域間幹線系統補助）	奥州市内で主要な施設が複数立地する水沢地区・前沢地区への通院や支援学校への通学などの日常生活の移動手段として利用されており、沿線地域の生活を維持する上で運行を維持することが求められる。	